

若者の美容医療トラブル

相談事例 「10万円で全身脱毛」のネット広告を見て、無料カウンセリングを受けに美容クリニックへ行った。1年間利用できる全身脱毛40万円が、今日契約するなら30万円に引きすると勧められた。

親に相談したいと言ったら、「20歳の大人なんだから自分で決めるように」と強く言われ契約してしまった。学生の自分には高額な契約なのでやめたい。

アドバイス

事例のように、特定商取引法の特定継続的役務提供契約の要件に該当する場合は、クーリング・オフや中途解約ができます。

また、様々な美容医療サービスがありますが、レーザーやメスを使わず注射器などで行う美容医療サービスは、手軽で費用が安いので若者の間で人気があります。施術内容によっては、腫れやむくみ、痛み、内出血などのリスクや副作用がないとは言えません。施術前に医師から十分説明を聞いた上で判断しましょう。

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。若年層の契約トラブルが増えることが予想されますので、まわりの大人も気を付けてあげましょう。



2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられるワン！若年層の契約トラブルが増えるかもしれないから、周りの大人も気を付けるワン！

